

認定に関する料金規定

第1版：2020年7月1日

一般社団法人日本生産者 GAP 協会

目次

1. 目的
2. 本規定の改定
3. 料金／費用の種類
4. 請求
5. 支払い
6. 遅延・滞納、及び不正確な申告
7. 認定審査が変更、中断、中止となった場合
8. 認定の地位が変更となった場合（一時停止及び取消し）
9. 特例措置

附属書

認定に関する料金規定

1. 目的

本規定は、一般社団法人日本生産者 GAP 協会（以下、当協会という）が管理・運用するグリーンハーベスター農場評価（以下、GH 農場評価という）における評価機関の認定及び維持のための料金を定める。

2. 本規定の改定

当協会は、物価の変動、人件費を含む経営の環境や認定活動に関連する要求事項の変更によって生じる影響を鑑み、本規定を改定することがある。

3. 料金／費用の種類

料金の詳細は付属書に定める。

3.1 評価機関初回登録料

3.1.1 書類審査及び現地訪問審査料

初回認定審査の立案及び調整業務、評価機関の書類審査の実施、評価機関の聞き取り調査の実施、審査報告書の作成、是正処置のレビュー、及び審査報告書のレビュー等に係る料金。

3.1.2 農場評価シャドー審査料

評価機関が行う農場評価のシャドー審査の実施、審査報告書の作成、是正処置のレビュー、及び審査報告書のレビュー等に係る料金。

3.1.3 組織評価シャドー審査料

評価機関が行う組織評価のシャドー審査の実施、審査報告書の作成、是正処置のレビュー、及び審査報告書のレビュー等に係る料金。

3.1.4 審査付帯費用

現地審査の実施に伴う移動費及び宿泊費等の費用。

3.2 評価機関年次登録料

認定後の認定の維持・管理に係る料金。

3.3 評価登録料

評価の適合性を確実にするため行う評価結果のモニタリングに係る料金。

評価機関が行う農場評価、組織評価又は施設評価 1 件ごとに発生する。

4. 請求

当協会は、4 項の料金について、付属書に示す請求時期に請求する。支払期限は原則、

請求書の発行日の翌月末とする。

- a) 公平性、透明性の確保のため、定められた附属書に基づく料金を個別に増減することなく、一律に請求する。
- b) 認定審査の結果の如何、及び認定の地位の如何に拘わらず、適用される料金を請求する。
- c) 料金算定根拠となる評価機関からの申告内容に不明な点又は疑問がある場合、当協会はその申告内容について調査及び確認を行う。
- d) 当協会が実施した認定の活動によって生じた債権の回収、又は債権等の保全のための処置を行った場合、それに要した全ての費用を請求する。この費用には第三者に支払った費用と、被った損害にかかる賠償額を含む。
- e) 請求する料金、及び費用には請求日における消費税率で消費税を加算し、附属書の請求時期欄に記載した時期に請求を実施する。

5. 支払い

- a) 支払い方法は当協会指定の銀行口座への振込又は送金とする。
- b) 振込手数料は評価機関が負担する。
- c) 請求書に示す支払期限内に支払う。
- d) 手形、小切手は受け付けない。

6. 遅延・滞納、及び不正確な申告

当協会は、当協会の定める支払期限までに請求した料金の全額が支払われない場合、及び、4c)項の調査や確認の結果、申告内容が不正確であることが判明した場合、以下の処置をとることがある。

- a) 認定の提供の中止、又は中断。
- b) a)に伴う、認定の一時停止。
- c) 認定契約の解除とそれに伴う認定の取消し。
- d) 遅延損害金の請求及び回収費用の請求。

7. 認定審査が変更、中断、中止となった場合

当協会は、事前に合意した認定審査に対して、評価機関からの通知に基づく変更（審査日程、審査チームの変更）、中断、又は認定審査が認定の手順に基づき中止した場合は、係る認定審査について、変更によって生じた業務に要する費用、その時点までに実施された作業と審査に要した費用、及び該当する場合 8.2 項のキャンセル料を精算し、料金を請求する。

7.1 料金の変更

申請受理後に申請内容の変更があった場合、変更内容に応じ、申請料を含む各種料金

が変更になることがある。

7.2 キャンセル料

評価機関の申し出又は評価機関の事情によって認定審査を延期又は中断、中止する場合、以下のキャンセル料を適用する。

a) 返金されない審査付帯費用の実費（交通費、宿泊費）

b) キャンセル料

評価機関との間で合意された審査開始予定日より遡って

- ・ 14 日より前：キャンセル料なし
- ・ 14 日から 2 日前：キャンセルされた審査に係る料金の 50%
- ・ 2 日未満：キャンセルされた審査に係る料金の 80%

7.3 キャンセル料の免除

次の各項のいずれかに該当する場合は、8.2 項の項目に基づく料金、及び費用を免除する。

- a) 災害、天候不良や事故等による交通機関の麻痺、及び法令に基づく移動制限等によって審査が実施できない場合。
- b) 評価機関からのやむを得ない理由での申し出による認定審査の延期又はキャンセルの場合（やむを得ない理由とは、評価機関への規制当局等の立ち入り検査、計画外の操業停止、関係者の不慮の事故等）。

8. 認定の地位が変更となった場合（一時停止及び取消し）

当協会は、評価機関の認定を一時停止、又は取消しを決定した場合、その時点で未請求の料金、及び費用がある場合は、係る料金及び費用を請求する。

9. 特例措置

当協会は、本規定の料金について、期限を定め、特別措置を採ることがある。この場合、あらかじめウェブサイト等でその内容を公表する。

附属書 登録料詳細

(単位：円・税抜)

	工数の目安	料金	請求時期
初回登録			
書類審査および 現地訪問審査	現地訪問審査 1日	150,000円	審査結果判定後
農場評価シャドー審査	現地審査 0.5日	150,000円	審査結果判定後
組織評価シャドー審査	現地審査 0.5日	150,000円	審査結果判定後
審査付帯費用	移動費	実費	審査結果判定後
	宿泊日	実費	審査結果判定後
年次登録			
年次登録料		100,000円	認定月
評価登録料			
評価（組織、農場、または施設）1件につき		3,000円	認定契約ごとに定められた時期